

## 議案第 85 号

石岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定すること  
について

石岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについて、  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により  
議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 26 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

### 提 案 理 由

災害その他非常の場合に、給水装置等の迅速な復旧対応が出来るよう、条例の一部を改正するため。

## 石岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

石岡市水道事業給水条例（平成17年石岡市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）」を削り、同条第2項中「法第16条の2第1項」を「水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項」に改める。

第9条第1項中「設計及び工事は」の次に「、次の各号に掲げる工事を除き」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第16条の2第3項ただし書に規定する国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更に係る工事
- (2) 災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者に行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が行う工事

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。